
QA9-29 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入が可能ですか。

A

避難指示解除準備区域と居住制限区域の両区域では、関係者（住民、インフラ復旧・除染・原発作業員等）の立入りに制限はありませんが、引き続き、避難指示が継続している地域であることから、関係者以外の立入りは控えることとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

出典：内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（平成 23 年 3 月公開版）」より作成

出典の公開日：平成 23 年 3 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日